

## [事案 24-87] 契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 1 月 30 日 裁定終了

### <事案の概要>

入院給付金の支払いがなされなかったこと等を不服として、契約解除および既払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

右眼白内障の手術のため平成 21 年 2 月に 1 日入院、左眼白内障の手術のため同年 3 月に 1 日入院し、それぞれ入院給付金を請求したところ、1 回目の入院については支払われたが、2 回目の入院については、約款上「同一の疾病（医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含む）を直接の原因として、1 日以上入院を 2 回以上した場合は、1 回の入院とみなして入院給付金を支払う」と規定していることにより不支払いとされた。約款を拡大解釈し、契約者に不利な取り扱いを強いるものであり、納得がいかない。また、右眼と左眼の白内障の発症原因が同じであるとする医学的根拠の開示を求めたが、不誠実な対応を取られた。よって、信義則違反により契約の解除および、保険料等の返還無効を求める。

### <保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款上「同一の疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含みます。）」の解釈については、「原則として、同じ原因によって、同じ診断傷病名が下されている疾病であれば、発症部位が左右異なっていたとしても、これにあたる」と判断しており、この判断基準は社会通念上も許されないものではないと考える。
- (2) 本件のように診断書に原因が別であると明記されていない状況で、かつ、同じ診断傷病名が下されている疾病であれば、それらは同じ原因によるものであると推定すべきものと思料する。さらに、本件では、診断書上の傷病発生年月日は両眼とも平成 19 年頃となっており、同時期より発症していたことが窺われることや、診断書上の「5. 発病（受傷）から初診までの経過」欄に「両眼白内障手術目的で入院となる」との記載があることから、「同一の疾病」に当たると判断する。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづき審理した。審理の結果、そもそも、説明責任を果たしていないことが、ただちに契約の解除原因となるものではないうえに、記録上、保険会社は、再三にわたり、入院給付金を支払わなかった理由を文書により説明していること、保険会社が約款にない事項を拡大解釈しているとの主張は、入院給付金の支払を求める理由とはなり得ても、申立契約の解除理由とはなり得ないことから、申立人の請求を認めることはできないとして、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。なお、申立人の不満の実質は、「右眼白内障を原因とする入院と、左眼白内障を原因とする入院が、同一の疾病（これと医学上重要な関係があると会社が認めた疾病を含む。）を直接の原因とするとの保険会社の主張が不当である」という点にあることが窺われるので、この点につき、以下のとおり判断する。

- (1) 申立人は、右眼白内障の手術のため平成 21 年 2 月に入院、左眼白内障の手術のため同年 3

月に入院している。この点、約款の規定は、文理上、その適用範囲を同一部位の発症に限定しておらず、発症部位が左右異なっていたとしても、その適用がただちに否定されるものではない。

(2) 本件では、右眼白内障も左眼白内障も、加齢によるものであり、いずれの「入院・手術証明書（診断書）」にも、「両眼白内障手術目的」との記載があることから考えると、両入院は、同一の疾病を直接の原因とする入院と評価せざるを得ない。

(3) したがって、保険会社の判断は、約款の適用上、不当な扱いとはいえない。